

平成15年9月3日

企業会計基準委員会 御中

信金中央金庫

「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(案)」に対する意見書

標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、ご検討方よろしくお願いいたします。

記

1. 資産のグルーピングについて

(1) 第6項および第64項において、事業の種類や業態によっては、一事業をひとつのグルーピングの単位とすることも有り得るとされたことから、金融業等具体的な事業の種類や業態の事例を設例に明記していただきたい。

(2) 第7項、第65項および第66項において、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行い、その代替的な投資も予定されていない重要な資産や、将来の使用が見込まれていない重要な遊休資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として取り扱うこととされているが、重要性の判断基準が不明確であるため、判断基準の目安等を明記していただきたい。

2. 正味売却価額の算定について

第27項において、重要性が乏しい不動産および重要性が乏しいその他の固定資産については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を合理的に算定された価額とみなすことができるとされているが、資産の重要性に関わらず認めていただきたい。

また、建物の時価については、適正に減価償却が行われている税務上の帳簿価額を合理的に算定された価額とすることも可能とし、その旨を明記していただきたい。

3．使用価値の算定に際して用いられる割引率について

第41項において、割引率については4つの方法のいずれかまたはそれらを総合的に勘案したものになるとされているが、総合的に勘案する方法が不明確であることから、具体的に事例を明記していただきたい。

また、4つの方法のうちいずれの方法も算定することが実務的に困難な場合には、例えば、金融機関の場合は資金調達原価率を割引率とするなど、簡便的な方法を認めるよう検討していただきたい。

以 上